特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

(税込み・配送料実費)

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び 入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和5年 ^{令和5年} 2月10

No. 15833 1部377円(税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.ip/

目 次

☆用涂発明における効果の位置付け……(1)

☆意匠制度初心者向けガイド みんなの意匠権 (11) ☆フラッシュ (特許庁人事異動) …………… (12)

用途発明における効果の位置付け

- イソブチルGABA等を含有する鎮痛剤事件」 (知財高裁令和4年3月7日判決:令和2年(行ケ) 10135号)1,2

宍戸法律特許事務所 (元知財高裁判事)

弁護士 宍戸 充

第1 はじめに

本件は、被告らが、原告の有する特許発明(発明 の名称「イソブチルGABAまたはその誘導体を含 有する鎮痛剤」。特許第3693258号。平成9年7月16 日出願、優先日平成8年7月6日) につき特許無効 を求めて審判請求をし、原告が訂正請求をしたとい う事案である。

特許庁は、令和2年7月14日、請求項1及び2に 係る発明についての訂正(以下「本件訂正|という。) を認めず、特許を無効とし、請求項3及び4に係る 発明については訂正を認めた上で、審判不成立とし た。原告は、本件審決中、請求項1及び2に係る部 分の取消しを求めて本件訴えを提起したが、本判決 は原告の請求をすべて棄却した。

官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携!

「財務省会計制度研究会報告の論点」など新たな動きを加筆。

日本大学総合科学研究所客員教授 有川 元会計検査院第四局長

A5 版上製箱入 本体 13,000+ 税

※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ!



全国官報販売協同組合〒114-0012東京都北区田端新町 1-1-14 TEL 03-6737-1500 FAX 03-6737-1510 https://www.gov-book.or.jp